

参 考 資 料

近年の答申における国際課税 に関する主な指摘事項

※ 本資料は、今後の審議に供するため、近年の答申において国際課税に関し指摘された主な事項を、便宜、事務局において項目毎に整序したものである。（なお、指摘事項の詳細は、答申本体を参照されたい。）

（注）本資料における各答申の表記については、次のとおり略称している。

- ・「あるべき税制の構築に向けた基本方針（平成 14 年 6 月）」…【基本方針】
- ・「少子・高齢社会における税制のあり方（平成 15 年 6 月）」…【少子化答申】
- ・「平成 14 年度の税制改正に関する答申（平成 13 年 12 月）」…【14 年度答申】
- ・「平成 15 年度における税制改革についての答申（平成 14 年 11 月）」…【15 年度答申】
- ・「平成 16 年度の税制改正に関する答申（平成 15 年 12 月）」…【16 年度答申】
- ・「平成 17 年度の税制改正に関する答申（平成 16 年 11 月）」…【17 年度答申】
- ・「平成 18 年度の税制改正に関する答申（平成 17 年 11 月）」…【18 年度答申】

項 目	指 摘 事 項
Ⅰ 総論	○ グローバル化、情報化・電子化の進展や国際的な事業・投資活動の複雑化・多様化を背景に、国境を越える活動についてわが国の課税権を十分に確保していくため、内外の経済活動に対する課税の中立性・公平性を確保する観点も踏まえ、国際課税制度の見直しを進めるべき。【基本方針、少子化答申、16年度答申、17年度答申】 ○ 租税条約に基づく情報交換など国際協力の枠組みを積極的に活用する必要性も高まっている。【15年度答申】 ○ 日米新租税条約では、国際的な投資交流の促進と課税の適正化に配慮して租税条約に関する基本方針が転換され、両国間で課税の取扱いが異なる事業体に関する規定や、条約の濫用を防止する規定が新たに導入されており、今後、わが国の租税条約交渉のモデルとすべき。【16年度答申】
Ⅱ 経済活動の実態の変化への対応	○ 国外からの進出形態の多様化に対応し、多様な事業体（パートナーシップ、匿名組合、信託等）や外国法人の支店を通じて我が国で得た所得に対する適正な課税を行うため、企業活動の実態の変化に対応した課税のあり方を検討すべき。【14年度答申、基本方針】 ○ 国際的な投資交流や技術移転の促進のための重要なインフラである租税条約の改定を積極的に進めるべき。【少子化答申、17年度答申、18年度答申】
Ⅲ 課税の公平性・中立性の確保／租税回避行為の防止	○ 各国の税制の差異を活用した租税回避に対し、個別に制度・執行の両面に対応していくとともに包括的な租税回避防止策についても検討すべき。【14年度答申】 ○ 各国の税制の相違や間隙を利用する国際的な租税回避行為を防止することや確実な執行が可能となるような制度の整備を行うことも重要な課題。【17年度答申】

	○ 外国税額控除制度は、控除限度額の流用などによる課税ベースの浸食を防止する観点から、制度を不断に見直し適正化を検討していく必要がある。【基本方針、17 年度答申】 ○ 外国子会社合算税制は、企業の国外活動の実態等を踏まえた上で、その適正化を検討していく必要がある。【基本方針、17 年度答申】 ○ 課税の公平性・中立性の観点から、みなし外国税額控除の廃止・縮減に努めるべき。【15 年度答申】 ○ 日米新租税条約をモデルとし、租税回避行為防止の規定を他国との条約改正にも反映させ、適切に対応する必要がある。【16 年度答申】
IV 確実な執行の確保・手続きの整備	○ 条約相手国からの要請に基づき、執行当局が情報を収集し相手国に提供できるように、法制面を含む制度整備を行うべき。【基本方針、15 年度答申、18 年度答申】 ○ 国境を越える関連者間の取引に関し、情報を税務当局が的確に把握できるようにすることが必要。【15 年度答申】 ○ グローバル化する経済活動に対し、税務執行面も含めた国際課税の適正化を図るべき。【16 年度答申】
V その他	○ 電子商取引について、OECD 等における議論を通じて国際的に調和のとれた対応を検討する必要。【基本方針】